

第十七課 市兵衛の話

上總國市原郡姉ヶ崎といふ處の民、總兵衛*といふ者、人の鐵砲を借持ちて、鳥*を打つとて、過ちて隣家の妻*女を殺しつ。初よりたくみてせざりしことなればとて、死刑一等をなだめられ、伊豆の島*に流されて、田宅は官に沒せられぬ。其子萬五郎とて、其頃三歳ばかりなりしを、僕市兵衛といふ者、夫婦心を合はせ、懇にいたはり養ふ。主従の禮うや／＼しく、ひたすら昔ありし如くにしけり。

市兵衛家貧しければ、主の養の遂げ難からんことを憂ひて、後には一人*ある娘をも、江戸に伴なひ、人の許に仕へさせけり。又主人總兵衛*が、罪の免されんことを、流罪の年より始めて、月毎に江戸に出で、府に訴へてやまず、寶永三年*あばかりにや、子供萬五郎の慕ひ悲しみ候のみならず、總兵衛*の父なる翁八十*に候ふが、生涯の中、唯一目見ば、直に死すとも事足りなんと、且夕歎き申すに忍び得ず候ふ。願はくは某を流して遣はし、總兵衛*を歸し給へとわりなく願ひ出でけり。

奉行萩原近江守彼が年月たゆみなく乞ひ來るを憐み、或日問はれしは、「汝十年あまり月毎に乞へり。此の事にかゝづらひては、田作りのさはりとならんを、如何せるにや」とありしかば「出づる時には、甥に候ふ作十郎と申す者に、後の事あづけ置きて、江戸に出で、四日が程に歸り候ふ」と申す「さあらば旅宿の費もそこばくならんは如何」とありしに「某、浅草なる旅籠屋に宿り候ふ。初め打續きて宿り候ふに、何事ぞやと問ひし故、事の由を語り候へば憐がりて、其費を取らず、且いとも眞實にもてあつかひくれ候ふ」と申しけり。

近江守を始め、諸司大いに感じ、市兵衛の如き者を褒美あらば、自ら徳化の一とならんと、其由を上達す。かくて總兵衛*が事は、免すべきにあらねば、是非もなしとて、姉崎に折からあるじなき田一町*あまりありしに、家一つを添へて、市兵衛に賜ひぬ。市兵衛重ねて申しけるは、「浅からぬ御恵にて候へども、主の罪の免されんことをこそ年月願ひ候ふに、其沙汰はなくて、某かゝる御恵にうるほひ候ふこと、本意の外に候。同じくは、此の田宅を萬五郎に下し賜はり候はゞや」と、ひたすらに願ひければ、いよ／＼其の志をめ、再び上達あり。萬五郎には、外の田宅*を下し賜ひにけり

(松崎堯臣「窓のすさび」に據る)

註

1 姉崎村名主次郎兵衛の誤。總兵衛は舊望陀郡長谷川村の獵師で、名主次郎兵衛等に雇はれしもの

2 野獸

3 隣家にあらず市原郡深城村九左衛門の妻

4 伊豆大島

5 二人あり

6 寶永二年正月

7 八十七歳

8 田畑宅地山林合せて七町二反歩

9 次郎兵衛の沒収せられし田畑宅地山林五町七反歩餘